

提言 今、思いつく



前県人教社会教育部会長

久野 達也 さん

への意見を述べていったこともありました。

多くの人々の様々な活動や取組みがなされ、2000年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に加え、国及び地方公共

なり得る啓発・教育活動の推進も求められていると思います。

私の一つ前の社会教育部会長は県内45市町村における人権教育の取組みについて教育委員会や担当課を訪問し調査意見交換を実施し、成果（地域人権指導員配置による充実・啓発のために職員研修の充実・住民意識調査の実施・指導者養成のための連続講座の実施・議会や企業へ研修実施の働きかけ・研修会等実施後のアンケート収集）と課題（推進協議会等が未組織・職員研修の未実施・住民や職員による企業研修の未実施・議員研修の未実施・アンケート等の未実施により課題が把握できていない）として取りまとめられました。行政機関においては他の部署もそうですが、人権教育担当も3年程度で交代する場合が多くそれまでの取組みが継続できない場合も生じる事があると

思います。また、新たな担当も、悩まれる事もあるかと思いますが、これらは職員研修の充実とも深く関係していると思います。今後の研修のあり方を含め、行政職員全体での意識向上が求められています。そして、誰もが出来る人権教育として継続的な研修が必要だと思います。

4年前、町役場退職時に県人教社会教育部会役員としての参加のさそいを受けました。行政現職時代に「同和対策係長」として、同和教育・人権教育を学ぶ事で自分自身を確認でき成長もさせて頂いたと思っていましたし、社会教育部会の参加経験もあり当時の部会宿泊研修会では各市町村担当者の活発な意見交換もなされて有意義だった思い出もありました。このようなことから声を頂いたとき「私で良ければ」といった気持ちで参加させて頂きました。

30年ほどの事になりますが同和対策係長になった頃は「同和対策特別措置法」「地域改善対策特別措置法」に次ぐ「地域改善特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が残りの数年といった頃で、国は法の延長は行わないといった時期でもありました。これらの法律は時限立法で期間の定められた法律

でしたのでこのようななか、自治体では「法が有ろうが無かろうが取組んでいく」との声も多くありました。私たちは「法が有ろうが無かろうが取組んでいく」は意気込みとしての部分であり、やはり行政にとって「法は必要だ」との声を上げるべきではないかと社会教育担当者間で議論しあった事もありました。行政は法によって動いていく法が有れば住民啓発活動の後押しにもなります。このようなことから県同和教育研究大会で全分科会会場で町内の教職員や行政職員等で分散参加し恒久法である「部落解放基本法」制定

団体の責務を明らかにするとともに部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が2016年12月に施行されました。大きな意義があり取組みの方向性も示されていると思います。これらの法律を具体化するものとして、これまでの取組みを確認しつつ、より多くの人と連携を図り、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を重要な柱とした人権教育のいっそうの推進を図らなければならないと思います。より身近な住民課題と

部落差別解消推進法の施行による法主旨にそうするためにも、地方公共団体の責務たる市町村職員の資質向上による啓発活動展開のための全職員による研修の充実が求められていると思います。啓発活動は担当課の担当者だけで行うものではなく、全ての職員がその職責を果たすべきだと思っています。担当者の啓発活動が他の職員の発言や行動で後退してはならないとも思います。だからこそ全ての部署機関とした行政総体での取組みや研修が必要だと思っています。